

令和 2 年  
第 3 回 立 川 市 農 業  
委 員 会 総 会 議 事 録

立 川 市 農 業 委 員 会

## 令和2年第3回立川市農業委員会総会日程

日時 令和2年3月25日（水）午後2時

会場 208及び209会議室

- 1 開会
- 2 議事録署名委員の指名
- 3 報告事項
  - (1) 事務報告
  - (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
- 4 議事
  - 議案第1号 引続き農業経営を行っている旨の証明について
  - 議案第2号 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明について
  - 議案第3号 立川市農業委員会事務局職員の勤務時間等に関する  
規程の一部を改正する規程
  - 議案第4号 立川市農業委員会事務局職員の時差勤務制度に関する規  
程の一部を改正する規程
  - 議案第5号 立川市農業委員会事務局処務規程の一部を改正する  
規程
- 5 その他
- 6 閉会

令和2年第3回立川市農業委員会総会

令和2年3月25日（水）

立川市役所208及び209会議室

議席	氏名	議席	氏名
1番	粕谷秀夫君	10番	原島和也君
2番	鈴木豊君	11番	岩田安雄君
3番	金子波留之君	12番	粕谷久敬君
4番	内野英樹君	13番	長泉芳雄君
5番	鈴木和昌君	14番	清水一幸君
6番	小峰喜昭君	15番	藤野浩司君
7番	欠席	16番	馬場宏君
8番	島田加美君	17番	梅田守男君
9番	横幕玲子君		

事務局職員

局長 矢ノ口 美穂 君

次長 奥野 武司 君

主査 東深澤 貴行 君

主任 横井 雅司 君

午後2時00分 開会

午後 2 時 0 0 分 開会

議長 皆さん、こんにちは。

新型コロナウイルス感染症が、今、テレビやマスコミ、いろいろなところで大騒ぎになっておりまして、今日も発表になりましたけれども、オリンピックが延期ということで、1年先送りになるような形になりました。関係者の方はこれから大変だと思います。

その反面、いろいろなところにいろいろなしわ寄せが来ているのではないかなと思います。農業のほうも、学校が休校になったりすると、学校給食のほうも要らないということで、地方でも随分いろいろな問題が起きているようでございますけれども、立川市でもいろいろな対策がとられるものと思っております。

また、これから春に向けて、今、桜ももう満開なんですけれども、農作業のほうも作付けだとか準備だとか、いろいろお忙しい時期になりますので、ぜひお体に気をつけて、新型コロナウイルス感染症にかかりませんように、頑張ってくださいと思いますので、よろしく願いいたします。

また、役所のほうは、3月というのは人事異動とか何かで、いろいろ落ち着かない時期でございますけれども、発表があるそうでございますので、また後ほど次長のほうからお話があるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

また、今日は総会の席に都市計画課のほうから出席をいただきまして、特定生産緑地のこれからの予定についてお話をさせていただくということで、課長さんが来られるそうでございます。また特定生産緑地のことについて、いろいろとお話をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

話はこのぐらいにいたしまして、これから我々も7月まで、あと4カ月ありますか、任期が残り少なくなりましたが、頑張ってやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。

それでは、ただいまより令和2年3月、第3回立川市農業委

員会総会を開会いたします。

本日は委員の過半数が出席されておりますので、立川市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、本総会は成立しております。

なお、本総会に付議すべき項目は、別紙のとおりでありますので、順次御審議のほどよろしくお願いいたします。

それでは、座らせていただきます。

議長 初めに、議事録署名委員の指名ですが、10番の原島委員と11番の岩田委員の御両名をお願いいたします。

それでは、報告事項であります。 (1) 事務報告、 (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出が今回は3件出ておりますので、一括して事務局より報告をお願いいたします。局長。

局長 それでは、私のほうから御報告をさせていただきます。

お手元の資料、縦長になっております事務報告、報告 (1) をご覧ください。

3月16日(月)、現地調査。

3月25日(水)、令和2年第3回農業委員会総会。農業委員会全員協議会。

3月26日以降の予定でございます。

4月10日(金)、立川市農業経営者クラブ第50回総会。

4月13日(月)、北多摩地区農業委員会連合会理事会・監事会。

4月15日(水)、現地調査。

4月24日(金)、令和2年第4回農業委員会総会。農業委員会全員協議会。

(1) 事務報告は以上でございます。

続きまして、お手元の横長になっております、「第3回立川市農業委員会総会報告」資料をご覧ください。農地法に基づく届出に関する報告でございます。

農地法第5条第1項第7号の規定による届出3件について御

報告をいたします。

譲渡人・貸付人、譲受人・借受人の氏名、住所、職業につきましては記載のとおりでございます。

1 件目、農地の所在は砂川町 4 丁目の 1 筆。地目は、登記簿上が畑、現況は雑種地。面積は 6,630 m<sup>2</sup>。転用目的は住宅用地でございます。

2 件目、農地の所在は砂川町 4 丁目の 1 筆。地目は、登記簿上が畑、現況は雑種地。面積は 1,650 m<sup>2</sup>。転用目的は住宅用地でございます。

3 件目、農地の所在は上砂町 5 丁目の 1 筆。地目は、登記簿上が畑、現況は雑種地。面積は 2,930 m<sup>2</sup>。転用目的は工場用地でございます。

各々周辺略図をつけてございますので、あわせて御参照ください。

報告は以上でございます。

議長 ただいま報告がありました件について、何か質問等がありましたらお願いいたします。ございませんか。

私のほうから。報告事項（2）の番号 3 は面積が大分多いようですけれども、この工場用地というのは、どんな工場なんですか。

主査 譲受人が所沢市の方なんですけれども、本社社屋と工場が移転するというのを聞いております。構造的には、3 階建てで各階の面積が 1,300 m<sup>2</sup> あまりのため、延べ床面積が 4,000 m<sup>2</sup> ほどです。

主任 登記簿上、製造業なんですけれども、そういったところの法人でございまして、バイオテクノロジー、そういった開発の工場、本社の社屋が移転になるということです。

議長 周りは農地みたいなんですけれども、障害はないわけですか。

主査 武蔵砂川駅北口の開発されているところですが、周辺は駐車場のよう形で開発が進行中です。

議長 わかりました。ありがとうございました。

ほかにございませんか。

… … 質疑なしの声

議長 質問がないようであれば、報告事項については、これで終了いたします。

次に、議案第1号、引続き農業経営を行っている旨の証明について、今回は8件を議題に呈します。

事務局より説明をお願いいたします。次長。

次長 引続き農業経営を行っている旨の証明について、私から御説明いたします。

現地調査を3月16日、申請者等の立ち会いのもと、粕谷会長、横幕委員、鈴木職務代理、馬場委員、内野委員、鈴木和昌委員、岩田委員、事務局で行いましたので、調査結果を報告いたします。今回は8件でございます。

議案第1号の1から8まで、農地等の相続人の住所・氏名については記載のとおりでございます。

それでは、番号に沿って御説明いたします。

議案第1号の1、特例農地については若葉町2丁目の5筆となります。

略図1をご覧ください。略図1は自宅南側に隣接して南北に延びる広大な農地で、ネギやノラボウナなどの野菜が自家消費用に作付けされ、またハナミズキが植え付けられておりました。

植木生産物は造園業者に出荷しているとのことでございます。

農業従事者は、申請者本人と子ども夫婦、孫でございます。

議案第1号の2、特例農地については柏町4丁目の1筆となります。

略図2をご覧ください。略図2は日大二高グラウンドの北側に位置する農地で、ネギと数種類のニンニクが作付けされておりました。

生産物は、自家消費と近隣のコンビニエンスストア等に出荷しているとのことでございます。

肥培管理は良好でした。

農業従事者は、申請者本人夫婦と子どもでございます。

議案第1号の3、特例農地については砂川町5丁目の5筆となります。

略図3をご覧ください。略図3は自宅の北側に隣接する広大な農地で、露地でのブロッコリーの収穫を終え、緑肥にするライ麦が作付けされておりました。7棟ほどあるハウスの中にトマトの苗も見られました。

なお、農地の中心部には墓地があり、特例農地から除外されていることを確認してございます。

肥培管理は良好でした。

生産物は市場とみの一れ立川に出荷しているとのことでございます。

農業従事者は、申請者本人でございます。

議案第1号の4、特例農地については、一番町3丁目の3筆、一番町2丁目の5筆となります。

略図4をご覧ください。略図4-1は自宅北側に隣接する農地で、育苗用ハウスのほか、農地の東側には東西に20mを超える長さのトンネルハウスが北側の端まで隙間なく設置され、全てのハウスにカブが作付けされておりました。

略図4-2は西武拝島線を挟み南北に広がる農地で、ブロッコリーやズッキーニの作付けに向け、耕うん整地されておりました。

生産物は契約出荷とのことでございます。

肥培管理は良好でした。

農業従事者は、申請者本人夫婦と子どもでございます。

議案第1号の5、特例農地については、一番町6丁目の3筆、西砂町6丁目の4筆となります。

略図5をご覧ください。略図5-1は自宅北側に隣接する農地で、タマネギ、ハウレンソウ、ダイコン、コウタイサイ、ライ麦が作付けされておりました。

略図5-2は都営松中住宅北側に位置する農地で、ソラマメ、エンドウ、ハクサイ、コマツナ、ネギ、ハウレンソウが作付けされておりました。

肥培管理は良好でした。

生産物は庭先販売と自家消費用のこととでございます。

農業従事者は、申請者本人と子ども夫婦でございます。

議案第1号の6、特例農地については、一番町2丁目の1筆と西砂町1丁目の5筆となります。

略図6をご覧ください。略図6-1は自宅南側に接し、西武拝島線の駅前近くまで鍵状に延びる南北に長い農地で、ミカンなど柑橘の果樹のほか、ハウスにはアスパラガスが植え付けられ、ほかにパプリカ、トマトなどを作付けする予定とのことでした。最も南側の一画は、タマネギ、ハウレンソウなどが作付けされておりました。

なお、昨年発生した台風19号により、農地の一部の土壌が流出し、鉄板が移動するなど、堆肥置き場が使えなくなったところから、特例農地内の南側2カ所に鶏ふん堆肥を積み替え保管してありました。電話で相談があった際には、一時的にはやむを得ない旨、伝えておりましたが、野積みが長期化するようであれば、簡易な施設等の設置も視野に認めていく必要を感じております。

略図6-2は西武拝島線の南側に位置する農地で、ギンナンを採取するイチョウの木が植え付けられておりました。

生産物は、みの一れ立川等で販売しているとのこととでございます。

農業従事者は、申請者夫婦と娘さん夫婦でございます。

今後もし引き続き農業経営を継続していくことを確認いたしました。

議案第1号の7、特例農地については西砂町3丁目の3筆となります。

略図7をご覧ください。略図7は自宅南側に隣接する農地で、コニファー類、ハナミズキ、株立ちのシラカシや東京都委託事業によるキンメツゲ、ベニカナメモチが植え付けられておりました。自家消費用の野菜もありました。

植木生産物は、造園業者に出荷しているとのこととございま

す。

肥培管理は良好でした。

農業従事者は、申請者本人夫婦でございます。

議案第1号の8、特例農地については、西砂町2丁目の3筆、西砂町4丁目の4筆となります。

略図8をご覧ください。略図8-1は自宅北側に広がる広大な農地で、市街化調整区域内にあります。年間を通して、レタス、キャベツの生産を交互に行っており、この日は、キャベツの収穫後整地を行い、レタスの植え付けを行ってまいりました。

なお、略図8-1の中央部、過去に豚舎として使用していた建物、さらに北側の建屋の敷地などは特例農地から除外されております。

略図8-2をご覧ください。略図8-2は西武拝島線の南に接する農地で、こちらも年間を通してレタス、キャベツを交互に生産しているとのことでございます。

肥培管理は良好でした。

生産物は、主に契約出荷とのことでございます。

農業従事者は、申請者本人夫婦と子ども夫婦などでございます。

議案第1号は以上でございます。

議長 調査を担当されました委員から、順次補足説明をお願いしたいと思っております。番号1を鈴木職務代理、番号2・3を馬場委員、番号4・5を内野委員、番号6を鈴木和昌委員、番号7・8を岩田委員の順にいきたいと思っております。

番号1を鈴木職務代理、お願いします。

2番 この方は、事務局から報告がありましたように、野菜のほうは自家消費と、あと植木のほうを生産しております。一部に柑橘類のミカン、カキ等を作付けされております。

肥培管理のほうは、若干ちょっと草などもありましたが、ちゃんと耕うんしてありましたので、問題はないかなと思っております。

あと境界杭のほうも確認をいたしましたので、問題ないか

と思います。

以上です。

議長 続きますして、番号 2・3 を馬場委員、お願いいたします。

16番 番号 2 の方は、本人と奥さんと 2 人で農業に従事しているわけですが、略図を見てわかるように、面積的には少ないんですが、365日というぐらい畑に来ておりまして、見た感じも本当にきれいで、一生懸命やられているなのというのがわかりますので、全く問題はございません。

続きますして、番号 3 の方ですけれども、この方と甥っこさんと 2 人でやっているんですが、面積がかなり多くて大変だということで、先ほど事務局からお話がありましたように、ライ麦だとかの緑肥を活用いたしまして、3 年に一遍ぐらいかな、ローテーションを組んでやっているみたいですね。春はハウスでトマト、秋はブロッコリーということで、畑自体もきれいで、全く問題はございません。

以上です。

議長 続きますして、番号 4・5 を内野委員、お願いします。

4番 まず番号 4 の方なんですけれども、自宅の裏側は、先ほど言いましたようにカブが植わっておりまして、大変きれいにやられていると思います。

それと略図 4-2 のほうですけれども、ここは全体が畑なんですけど、斜めの線のところは高圧線の線下ということで、そこで切れているということらしいんです。畑につきましては大変きれいにされていまして、調査後、ブロッコリーが定植されていました。

続きますして番号 5 の方ですが、この方も大変一生懸命やっている方です。畑のほうもきれいにされていまして。境界のほうも間違いなかったもので、大丈夫だと思います。

以上です。

議長 続きますして、番号 6 を鈴木和昌委員、お願いします。

5番 こちらは養鶏場で、卵の生産は立川でも多分トップクラスになっていると思います。御本人は、略図 6-2 の畑のほうを

今は担当されているようで、ギンナンも栽培しておりました。ただ、そのギンナンの木を剪定したんですけれども、その枝等々が畑の際にたくさん積んでありましたので、外に積むように申しておきました。

また、境界なんですけど、一部シートの裏に隠れていたりする部分がありましたので、そこを見えるようにしておくように伝えておきました。

また、先ほどありましたハウスのところで、トマトやパプリカを生産したいということだったんですけれども、ビニールハウスが、去年の台風の後、まだ壊れたままになっておりましたので、どうするのかと聞いたところ、業者の順番が回ってこないの、自分たちで何棟かだけでも張り替えたいと言っておりました。

また、堆肥舎に関しましては、急いでやれる状態ではないということでしたので、再度税務署のほうにも、できるかどうかの確認をしてから農業委員会に相談したいということでしたので、報告しておきます。

以上です。

議長 続きますして、番号7・8を岩田委員、お願いします。

11番 番号7のほ場は、植木が中心で、都の委託苗木を中心に作付けされておりました。肥培管理は良好で、とてもきれいな畑で、境界杭も確認できました。

ただ、家とほ場との間に剪定枝があったのが多少気がかりで、そこは撤去するようということで指示をさせていただきました。全く問題ないと思います。

番号8の方は、2町歩以上の耕作面積で、先ほど次長から説明がありましたとおり、春はレタスで秋はキャベツの作付けがされています。2月下旬にレタス、約8万株を作付けているそうです。5月の上旬から収穫が始まりまして、1日に約12個入りを400ケース、概ね1反ぐらいを1日で、それを6月の中旬ぐらいまでこなすそうです。家族4人と、パートは6～7人を雇用してやっております。販路のほうは、長野の加工業

者のほうに納めているそうです。

境界杭は耕作等で確認はできなかったんですが、あるということ、ほじくって見てはいませんが、問題はないと思います。

肥培管理は最高です。

以上です。

議長 横幕委員は全部に同行しておりますので、全体を通して何かありましたらお願いします。横幕委員。

9 番 この日はとてもきれいな畑をたくさん見せていただきました。全体を通して特に問題になるのはなかったと思いますが、堆肥の山だけがちょっとどうかなというところでは。

おもしろかったのが番号1の方なんですけれども、門のところを入りましたら、まずメルヘンのような塔が建っておりまして、その中に何が入っているかということ、トラクターが入っているんですね。子どもの勉強部屋にでもしたいような、とてもきれいな塔なんですけれども、そのアイデアを出したお嫁さんか娘さんの話によると、明るい都市農業をイメージして建てたということで、そういう取り組みもあるんだなと感心しました。

議長 ただいま説明がありました件について、何か質問等がありましたらお願いいたします。ございませんか。

それでは、私のほうから質問させていただきます。

略図6-1を見ていただきたいと思います。先ほど鈴木和昌委員のほうから御報告がありましたとおりにんですが、この方は鶏を飼っておりまして、かなり多くの羽数を飼っているわけですが、何万羽と飼っているわけなんですけれども、説明の中で、台風で堆肥舎が壊れたということで、畑の隅のほうに2カ所ほど野積みになって、ブルーシートか何かをかけてあるんですけれども、またこの日は、そのブルーシートが飛ぶようなすごく風が強い日で、土ぼこりというか、大変なところだったんです。

自分のところで堆肥を生産して使うというようなことなんですけれども、あれだけの堆肥を自分の畑に入れたら、過剰に

なるのではないかなと私は思っていたんです。仲間のところへやる分ならいいですけども、なかなか見た感じでちょっと疑問に思ったんです。一部、堆肥を畑に散布して、トラクターでうなってあったんですけども、大変過剰に入ってしまったような気がするんですよね。あれで作付けができるのかなと思っていたんですけども、堆肥は、そこで使う畑の分の堆肥を積んでいくのは許可できるんですけども、例えば離れたところの畑の分もそこにあるんだよということにはちょっと難しいんですね。

だから、その分を、先ほど堆肥舎をつくりたいということで、猶予制度を受けてあるところでございますので、コンクリート等がしてあるとまずいのではないかとということなんです。それをやる前に、農業委員会なり事務局へ御相談を願いたいということを書いてあるんですが、あとは最終的には税務署の考え方もあろうかと思うんです。これはこのままだと、多分あのままの状態になってしまうのではないかと私は心配しているんです。鈴木和昌委員が地元ですけども、ぜひその方面をしていただかないと、あれでいいのかなということになってしまいますので、よろしくお願ひしたいと思うんですね。かなりの量だったですよ。

5 番 　　ただ、あれは2カ月で消費してしまうと。

議長 　　どこへ……、自分の畑だったですよ。

5 番 　　そうです、この面積の部分です。もしかしたら、この小さな四角の部分にも出ているのかもしれないですけども。

議長 　　どこかへ販売はしていないと言っていましたよね。

5 番 　　販売はしていません。以前は我々もいただいたりしたことがあったんですけども、そのころよりは量も減ったので、自分のうちだけで賄えるということなんです。

議長 　　いろいろ見ていただいたほうがいいのかと、そこだけやっていただければいいのかと思うんです。

5 番 　　いろいろな方面に連絡をとらないと、税務署等から来ると思うんですけども、そちらのほうはやっていただくというこ

とで。

議長 地元の委員に相談していただくように、ちよくちよくお邪魔したり、話をしたりしていただければいいのかなと思いますので、ぜひお願いいたします。

ほかにございませんか。

……質疑なしの声

議長 それでは、質疑がないものと認め、採決に移りたいと思います。議案第1号、引続き農業経営を行っている旨の証明について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 全員挙手と認め、証明することに決めます。

次に、議案第2号、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について、1件を議題に呈します。事務局より説明をお願いいたします。次長。

次長 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明につきまして御報告いたします。

今回は1件でございます。

議案第2号の1、土地の表示は一番町2丁目の1筆の一部、面積が547㎡。申し出事由は死亡でございます。証明内容が、生産緑地法第10条の規定による「農業の主たる従事者」となっております。

以上でございます。

議長 それでは、調査を担当された委員から補足説明をお願いいたします。番号1、内野委員、お願いします。

4番 この方は、ここ何年か病気で入退院を繰り返していたようでして、その間は息子さんたちが耕うん等をして、きれいにやっていたと思われれます。

略図のほうを見ていただきますと、奥のほうになっていきますけれども、下側もこの方の土地で、これはもう雑地というか、農地ではなくなっていますが、それと境界等、近隣との問題もないと思われれますので、特に問題ないと思います。

以上です。

議長 ただいま説明がありました件について、何か質問等がありましたらお願いいたします。ございませんか。

私から。内野委員、この囲ってある前と後ろは畑ですよ。どこから入れるんですか。道があるんですか。

4番 道はないですけども、手前の畑が宅地化農地で連担していて、その方が持ち主なので、下側の道につながるようになっております。

議長 この手前は、今、耕作はしていないわけですね。

4番 そうです。

議長 左と上は農地ですね。

4番 そうです。

議長 わかりました。ほかにございませんか。

… … 質疑なしの声

議長 それでは、質疑がないものと認め、採決に移ります。議案第2号、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

… … 全員挙手

議長 全員挙手と認め、証明することに決めます。

次に、議案第3号から議案第5号について、事務局から説明をお願いいたします。次長。

次長 議案第3号から議案第5号という形ですが、縦型の議案第3号、第4号、第5号というのは、全て互いに関連がありますので、一括して御説明させていただきます。

議案第3号は、立川市農業委員会事務局職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する規程となっております。

議案第4号は、立川市農業委員会事務局職員の時差勤務制度に関する規程の一部を改正する規程。

議案第5号は、立川市農業委員会事務局処務規程の一部を改正する規程となっております。

地方公務員の臨時・非常勤職員の任用根拠の明確化と期末手当等を支給可能にするなど、処遇改善を進めることを目的とした「会計年度任用職員制度」が令和2年4月より施行されま

す。施行前に、昨年の12月議会において、「立川市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」が改正され、農業委員会の職員に関する諸規程等の中で、この条例を根拠として引用しているものなどについて、変更する必要が生じたものであります。

各規程の変更内容等につきましては、議案書の次ページに添付しております新旧対照表を参照していただきますようお願いいたします。

少しかみ砕いて説明いたしますと、これまで臨時職員として時間給で働いてきていただいた方、または嘱託職員という形で月給制で働いていただいていた方、いずれも「会計年度任用職員」という名称で、日本全国統一して制度化しましょうということになりまして、農業委員会事務局においても、そのような方を任用する際に、条例に沿った規程の改定をしておく必要があるという内容となっております。

現在、北多摩地区農業委員会連合会の会長市を務めている関係で、それに伴う業務を行っていただくとして、1名の臨時職員を任用しております。その方を4月以降は、会計年度任用職員として任用する予定となっております。

なお、この改正内容につきましては、委員の皆様への処遇に直接影響するような内容のものではございません。

議案第3号から議案第5号についての説明は以上でございます。

議長 議案第3号、第4号、第5号は、今、説明があったとおりでありますが、何かこれに対して御質問がありましたらお願いいたします。ございませんか。

… … 質疑なしの声

議長 ないようですので、採決をとります。議案第3号、第4号、第5号に賛成の方は挙手をお願いいたします。

… … 全員挙手

議長 全員挙手と認め、可決されました。

本日の審議はこれで終了でございますが、この後、都市計

画課のほうから特定生産緑地に関する来年度のスケジュールについて、御説明があるそうでございます。準備ができ次第、再開したいと思っております。

ここで暫時休憩をとりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。50分までにまたお戻り願いたいと思っております。暫時休憩いたします。

午後2時42分 休憩

午後2時47分 再開

議長 皆さん、お集まりいただきましたので、再開したいと思います。よろしく願いいたします。

今日は都市計画課のほうからおみえになりまして、特定生産緑地制度についての手続きの説明をさせていただきたいということなので、皆さんに御説明をしていただき、わからないところがありましたら、御質問していただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、都市計画課の白坂課長、説明をよろしく願いいたします。

都市計画課長 皆さん、こんにちは。都市計画課長の白坂です。立川市の生産緑地地区に関する取り組みに、御理解と御協力を賜りまして、ありがとうございます。また、本日は貴重なお時間をいただきまして、ありがとうございます。

今年度最後の総会に当たりまして、一言お礼を申し上げます。

特定生産緑地指定手続きに関しましては、委員の皆様の御協力をいただき、おかげさまで多くの方の申請を受け付けすることができました。ありがとうございました。

さて、本日、都市計画課より大きく2点報告がございます。お手元にこのような形で、1枚、御案内させていただいております。

1点目は、昨年、特定生産緑地の指定申請のなかった方に向けてしている意向調査、アンケート調査の状況についてです。

2点目は、令和2年度に開催いたします特定生産緑地指定手

続きの説明会について。以上の2点について御報告させていただきます。

着座にて報告させていただきます。

1点目、昨年、特定生産緑地の指定申請のなかった方に向けて、現在実施している意向調査の状況について御報告いたします。

さきの総会で御報告しましたとおり、昨年、特定生産緑地の指定申請のなかった方を対象に、現時点でのお考えをお尋ねするため、意向の確認をする調査を、現在、行っております。

調査の内容は、意向確認書という用紙に3問質問する形で、納税猶予を受けているか、特定生産緑地に指定したいか、一部指定や指定しない場合、今後の考え方についてを質問する簡単な形式になってございます。

意向の確認書の送付につきましては、今年度申請のなかった生産緑地の代表者の方に、3月6日付で既に送付させていただいております。締め切りを4月10日金曜日にしております。

3月25日現在で送付対象者、142名に対し、約5割程度の回答がありましたが、残り5割の方の回答がありませんので、申請していない農業者の方への周知など、機会がありましたら、周知等の協力をよろしくお願いしたいと思っております。

続いて2点目、昨年に続きまして、特定生産緑地指定手続きに係る説明会の実施についてでございます。お手元でございます、特定生産緑地指定手続き説明会の開催のお知らせをあわせてご覧ください。

現在、猛威を振るっております新型コロナウイルス感染症対策のために、開催時期につきましては流動的な部分がございますが、現時点での予定ということでお伝えさせていただきます。

令和2年度も昨年同様に特定生産緑地の指定申請の事前審査を今年の8月から9月に行い、申請受付を10月に行う予定です。それに向けた手続きの説明会として、平成4年・5年の決定の生産緑地を所有されている方、昨年、特定生産緑地の指

定申請をしなかった所有者の方を対象に、特定生産緑地の指定手続きに関する説明会を開催いたします。

説明会では、手続きに必要な書類、作成の方法、指定までのスケジュールなどについて説明させていただきます。

説明会の日程につきましては、資料のとおり、5月24日日曜日、5月22日金曜日で、予備日を含めまして全4回の開催を予定しております。

会場は、全て立川市役所101会議室になります。1階の正面を入りまして、すぐ右手の会議室になります。

5月24日日曜日の本開催の時間は13時30分、午後1時半からと16時30分からを予定しております。この日時は、所有者から昼間の開催の要望がありましたことを考慮しまして、設定しております。また、夜の時間帯も設けておりまして、予備回として5月22日金曜日、13時30分からと19時からの2回を設けてございます。

また、会場の収容人数の関係から、各回にお越しいただく生産緑地所有の代表者の方々のお住まいの地域で時間分けをさせていただいておりますが、各回及び予備回とも同じ内容を説明させていただきます。

説明会の通知につきましては、4月13日ごろ、説明会開催の御案内と参加申込書、申込書返信用の封筒を送付させていただきます。参加申込書に、参加、不参加の意向と必要事項を御記入いただき、5月15日金曜日までに返信用封筒にて、農業委員会事務局にお申し込みいただきますようよろしくお願いいたします。

なお、先ほどもお伝えしたとおり、新型コロナウイルス感染症対策のため、説明会の日時等を変更する場合がございます。その場合は、また改めまして、委員の皆様にご協力を仰ぎながら、随時対応させていただきますので、御理解、御協力をお願いいたします。

以上で報告を終わります。今後も生産緑地地区及び特定生産緑地等に係る取り組みにつきまして、引き続き御協力をお願い

いただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上です。

議長 ありがとうございます。今、課長のほうから説明がありましたけれども、何かここでお聞きになりたい方がございましたら、どんなことでも結構ですので、これに関係なくても、生産緑地に対してのことでしたら御質問をしていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

私のほうから。142名で、半分しか回答が来ていないということですよ。

都市計画課長 現在の時点です。

議長 ちょっと少ないように思うんですけども、やっぱり受けないと大変なことになるかと思うんですが、時間があるから、まだ来ると思うんですけども。

都市計画課長 4月10日を期限としておりますので、今年度申請された方というのはやはり意識があって、生産緑地に対する関心が高いということで御返事をいただいている、年を追うごとに生産緑地に対する認識が、ということはあるのかなということで半分ということでございます。4月10日ということで、まだ時間はございますが、委員の皆様にも、こういう案内が来ているけれども、どうでしたかというようなことのお声かけをしてもらって、促していただければと思いますので、御協力のほうをお願いいたします。

議長 私のところにも、封書で来たことで御相談に来られた方がいるんですよ。これはどうなんだいと。これとこれを書いて出してと。これはこうだという説明をしてあげましたけれども、なかなかわからない方がおられるみたいなんです。我々はこういうふうに対応しているからいいんですけども、会合にも出ない、いろいろなことを知らないという方がおられるのが多いのか、これからもだんだんわからない人がわからないままになると思うんです。だから、そこをもう少しわかりやすくやっていただくようにして、これを受けないと税金のほうが大変になってしまっていて、維持管理ができなくなると思うんです。

ね。

立川市は200ha近くの生産緑地があるわけですが、私が担当している北多摩地区農業委員会連合会の中では、17市あるんですが、立川市はトップなんですね。私もいろいろほかのところから聞いているんですけども、なかなかこれを認識されていない方もおられるということで、ちょっと心配があるのかなということなんです。楽観している方もおられるのではないかなと思います。

もしまたそういうようなことで、申請に一日でもおくれってしまった場合ということになると、これは国のほうですから、もう駄目になってしまいますので、新宿にあります東京都農業会議のほうでも、締切に間に合わなかった方の救済策を要望はしているんですけども、そういうものをあまりやってしまうと、じゃあいつでも受ければいいやということになってしまいますので、そんなこともちょっと心配しているんです。

ぜひ立川市の農業委員会の中でも、各地区に戻って、何か会合があった席では、よく説明をしてきてくださいということを書いてありますので、これから我々も一生懸命やりますので、いろいろな方面に対してアドバイスをお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

ほかにございますか。内野委員。

4 番 142名中半数ということなので、地域ごとでも構わないんですけども、その方をできれば教えていただけると直接言えるんです。だから、漠然と説明してくれと言われても、誰に対して言っているのか。もうやっぺらっしやる人もいますので、その辺はどなたが出していないとか、そういうことを言っていたら、直接言いに行くこともできるんですけども。

議長 これはもう個人情報というのがあるので、なかなかね。

4 番 だから、会合とかに出ない人たちが、多分そういう漏れがちな人だと思うんですよ。会合では皆さん、そういう説明をしていると思うんですけども、出ない人たちだと、個々に言わないと、伝わらない部分もあるのかなと思うんです。

都市計画課長　今回はアンケートという形ですので、立川市としても、昨年で60%を超えていただいているんですけども、今年がある程度勝負かなというふうに思っております。ですので、今回いただいたアンケート、それから最終的に来なかった方を把握させていただいて、そこから説明会までにまだ時間もありますので、その間にこういった対応ができるかということを考えていきたいなと思っております。

議長　金子委員。

3番　前回、初めてやられたときに、出していない方の名簿が来たんですよ。だから、そのような形でいただければ声かけられるし、最終的に出ていなかった人に言ってくださいと、うちの地域は2人だったんですけども、封書を出して、封書が戻ってきていないから、その人に言ってくださいという形で来たので、確かに今言われたように個人情報保護があるけれども、前回と同じような、そういう形はとれますか。

都市計画課長　最終的にこちらのほうで把握はできておりますので、こういった形でというのはありますけれども、状況のほうをお知らせしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長　特に猶予制度を受けている方が漏れてしまうとちょっと心配なんです。これだと5年後に宅地化農地みたいな形の税金になってしまいますので、猶予制度は一生涯ですから、そこを理解してもらっていないと。

原島委員。

10番　うちのほうで御意見があったんですけども、まだ生産緑地のままで猶予制度を受けていない方なんですけど、結構持っていて、相続があったらどうなるのかということ、本人もわかっているようでわかっている人がいるんですよ。そんなことで、どこを外すか。生産緑地の申請を出すに対して10年で期限になってしまうではないですか。その前に亡くなってしまったときに対しては、どうなるのかなというのはあるけれども、そこは外せるんですよ。

議長 生産緑地円滑法で貸借ができるから、相談を受けたときには、JAでも農業委員会でも、貸し借りができますよということであるから、そういうことで相談をしていただけるように、事務局のほうへ言っていたとか、農協さんに言っていたとか、都市計画課へ言ってもらおうとかで、いろいろアドバイスしてくれると思うんですよ。そういうふうに御指導してもらえればいいのかと思うんですけども。

10番 出ていない方なんですけれども、農業委員の立場としても、うちのほうに戻って話をするにも、1回、総会するときにも話を出したんですけども、誰がやっていて、誰がやっていないのか、全然把握ができないんです。その辺は個人情報ということでもいろいろあると思うんですけども、はっきりしたほうがいいのかなというような形があるんです。今回は2回目で、まだもう1年、3回目が来年度にまたありますよね。そこで気がつくと思うんですけども、申請を出していない方に対しては、するように。今言ったように、かぶってしまいますけれども、半分の5割の出していない方がどういうふうになっているのかということ、その5割の人がどこの地区にどれだけいるのかということがわからないので、その辺はざっくばらんに……、要は委員が言えるように、数字でもいいから出せるようお願いしたいと思います。

都市計画課長 先ほど申しあげましたように、どの程度まで情報として出せるかというのはあるかと思います。我々としても、今年度である程度は申請の受け付けを終わりたいと思っております。令和3年度になると、最終年度になるんですけども、そのときに申請に来られて、例えばその農地に何か課題があったりすると、申請手続きが間に合わない場合がありますので、できるだけ今年度中にやりたいと思っております。ただ、どうしても最終年度で、それでも漏れた人については、市のほうで個別の対応だとかということで、漏れの少ない形でというのを最終的には思っておりますけれども、漏れた方の人数が多いと、我々も限界が出てくるので、なるべく今年度中に自主的に申請

していただくということを思っております。

議長 間際になってということになると、もう手続きが間に合わなくなってしまいうんですね。

都市計画課長 何もなくて、きれいだったらいいんですけれども、何か不明確であったりとか。

議長 だから、平成4年の生産緑地法が改正され申請したときには時間がなかったんです。だから生産緑地は一部は外しておこうかという方が多かったんですけども、今回の場合は期間が長いですから、ぜひ余裕を持ってやっていただければいいのかなと思うんです。そういうことも地区に帰ったら、何かの会合のときには御説明をしていただければと思います。

また、先ほど私が言いましたように、会合に出てくる方は大丈夫なんですけれども、出てこられない方が入ってこない。そういうことの申請に来られない方がわかれば、名前をあげていただければ行けるということですので、ぜひよろしく願いしたいと思います。

ほかにございませんか。

… … 質疑なしの声

議長 それでは、ないようですので、こういうことでございますので、地区に戻りましたらいろいろアドバイスをしていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

今日はどうもありがとうございました。

〔都市計画課職員 退席〕

議長 本日の審議予定はこれで終了でございますが、全体的に何か質問があればお受けいたします。

… … 質疑なしの声

議長 質問がないようであれば、総会を終了いたします。

次回の総会は4月24日金曜日、午後3時から210会議室となっております。

本日は慎重審議をありがとうございました。

午後3時07分 閉会

以上のとおり会議の顛末を記録して、相違ないことを  
証するため、署名捺印する。

農業委員会議長

議事録署名委員

議事録署名委員